

会計検査院法の一部を改正する法律案(決算委員長提出)(参第三号)要旨

本法律案は、会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとともに、実地の検査等に応じる義務を明記しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、選択的検査対象の拡大

会計検査院は、次に掲げる会計についても検査をすることができるものとする。

国の工事以外の役務の請負人又は事務若しくは業務の受託者のその契約に関する会計

国が資本金の二分の一以上を出資している法人の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国が資本金の二分の一以上を出資している法人に対する物品の納入者のその契約に関する会計

二、実地の検査等に応じる義務

- 1 会計検査院による実地の検査を受けるものは、これに応じなければならないものとする。
- 2 会計検査院から、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならないものとする。

三、国会等への随時の報告

- 1 会計検査院は、第三十四条又は第三十六条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができるものとする。

- 2 1による報告は、検査官会議でこれを決するものとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。